活動レポート　倫理委員会

文責：倫理委員会幹事長　**佐々木裕之**

平成 27 年度第 4 回、第 5 回研究 WG 活動報告

はじめに

倫理委員会では、平成 27 年 10 月 13 日(火)に平成 27 年度第 4 回研究 WG(出席者 20 名)を(株)ドーコン会議室にて、平成 27 年 12 月 14 日(月)に第 5 回研究 WG(出席者 19 名)を北開工営(株)会議室において開催いたしましたので、これらについて報告いたします。

1．平成 27 年度第 4 回研究 WG

(1)旭川高専共同授業について

昨年度に引き続き今年度も 12/7、12/21、1/18 の 3 回にわたり旭川高専で技術者倫理の授業を実施いたします。授業時間は約 3 時間で、講義・事例説明に約 40 分、5 班に分かれてのグループディスカッションに約 1 時間 20 分、発表時間・質疑応答に約 1 時間程度となっています。講義テーマ、授業の進め方は各班で事前に打合せ等を行い、授業に臨みます。

(2)技術士全国大会に関する話題提供

技術士全国大会の技術者倫理昼食会及び第 3 回技術者倫理ワークショップが 10/1 に開催され、今井委員長、花田相談役が参加して、各地方本部の倫理委員会活動についての情報交換、技術者倫理と技術士倫理の違いに関する意見交換等が行われました。

(3)事例研究その 1(科学技術の不確実性と意思決定　～技術者倫理教育の教材試案として～)総括

前回 WG で 5 つの課題が挙げられており、1 つ目が関連知識の項目に経済性の視点を入れること、2 つ目が行動案に上司と交渉の余地があるという内容、3 つ目が専門分野以外の情報収集も行って基準の許容範囲確認をすべきといった内容、4 つ目が本教材試案の対象を学生とする場合の質問は、より具体的な質問にした方がよいとの提案、5 つ目が、若手技術者への一言として考え方の方向性や視点を盛り込んだ方がよいとの意見があり、これらについて検討し、取りまとめたことについて報告がありました。

(4)事例研究その 2(研究開発の最前線と必須の技術者倫理～技術者倫理教育の教材試案として～)

橋本幹事と中埜渡委員より、技術者倫理授業等で使用する「研究開発の最前線と必須の技術者倫理」と題した教材試案についての報告がありました。構成は、事例研究 1 と同様に、1．はじめに、2．事例研究の必要な関連知識、3．事例研究です。題材事例は第 1 回技術者倫理フォーラムで発表した「使われた研究成果」を使用し、新たにセブン・ステップ・ガイドを用いて倫理的な解釈について再整理を行いました。各委員からの意見は下記の通りでした。

- 事実関係を明確にする step2 でトラブルとプロブレムを混同しないとあり、この考え方がよいと思ったが、この整理がないことが気になった
- 行動案の検討をする step5 で渡部の行動代替案の妥当性に関する部分の「真摯に受け止め…」というのは代替案になり得るのだろうか
- 意思決定をする Step6 の相田の対応策では研究倫理では研究者同士の信頼が重要と謳っているので、第 3 者に仲裁してもらう等といった対応策があってもよいのではなかろうか

第 4 回研究 WG　会議状況

2. 第 5 回研究 WG

(1) 事例研究その 2(研究開発の最前線と必須の技術者倫理～技術者倫理教育の教材試案として～)

前回 WG でトラブルとプロブレムを混同しないといった考え方の整理がないとの意見がありましたが、トラブルが幾つか重なったものがプロブレムであり、事実関係は整理しているので改めて区分しないことと、また、対応策としての第 3 者仲裁案の追加に関する意見に対しては「上司、同僚の他、第 3 者を交えて議論を尽くし理解を得る」といった内容の対応策を追加したとの報告がありました。

(2) 旭川高専共同授業実施報告及び進め方の反省点などについて(第 1 班報告(12/7 実施))

平成 27 年 12 月 7 日(月)に旭川高専で技術者倫理の今年度第 1 回目の共同授業を実施し、講師として橋本幹事、中埜渡委員、飯野幹事、門脇委員、花田相談役が参加いたしました。講義テーマは「研究開発の最前線と必須の技術者倫理」として、創作事例を用いて学生とグループディスカッションを行いました。昨年と同様に、各グループでは活発な議論が行われました。参加講師の感想として、学生は非常に優秀で、マインドマップで課題整理を行うなど、とりまとめ方が上手なのが印象的とのことでした。

12 月 7 日に実施した旭川高専での授業風景

(3) 事例研究その 3(内部告発者の保護・救済～技術者倫理教育の教材試案として～)

山本委員と佐々木より、技術者倫理授業で使用する教材試案として「内部告発者の保護・救済」と題した教材試案についての報告がありました。資料構成はこれまでと同様に 1. はじめに、2. 事例研究の必要な関連知識、3. 事例研究としています。題材事例には第 2 回技術者倫理フォーラムで発表した「廃棄物会社社員の倫理」を使用し、新たに相反問題として功利主義・個人尊重主義の判別テストを用いて倫理的な解釈について再整理を行いました。

各委員からの意見は下記の通りでした。

・個人尊重主義の判別テストでは上手く解決できない事例ということか
　→　考え方を導くためのプロセスを学ぶということで、解決策を見出さなくてもよいと考える。
・基準の決まっていないことを議論するから曖昧な部分が多くなるような印象がある
　→　現状でどう判断してよいかわからない事例であるからこそ、倫理的にどう考えるかのケーススタディとして有効ではないかと思う。議論の過程で議論が発散する可能性はあると思うが、いろいろな意見が出てくると感じる。
　→　多様な意見が出て議論することが重要で、議論が発散しても良い。その中で悩んで、より正しい方向に導ける議論ができればよいと思う。
・内部告発をする方向へ誘導していると感じる。
　→　内部告発と守秘義務が相反する問題であるが、内部告発が正当化される条件はいくつかあり、ある条件を満たせば、内部告発は責務となり得る。本来は守秘義務が優先されるが、内部告発が道徳的に正当化する状況では、公益の確保が優先する。

おわりに

倫理委員会では会員を募集しております。倫理委員会のメンバーとの意見交換や交流を通じて、技術者倫理についてさらに深く考えてみませんか？　詳しくは当委員会 HP をご確認ください。

次回は、平成 28 年 2 月 8 日(月)に(株)ドーコン会議室において事例研究その 3 とその他の討議を予定しています。